

認証保育園利用における注意点



① 認証保育制度の利用を目的とした「認可保育所等の入所申込み」はできません。

認証保育制度はあくまでも、認可保育所等の入所申込みをしたが入所できなかった児童が、認可保育所等に入所できるまでの期間、認証保育園に預ける場合の保育料を軽減する制度です。そのため、認証保育制度の利用を目的とした「認可保育所等の入所申込み」はできません。

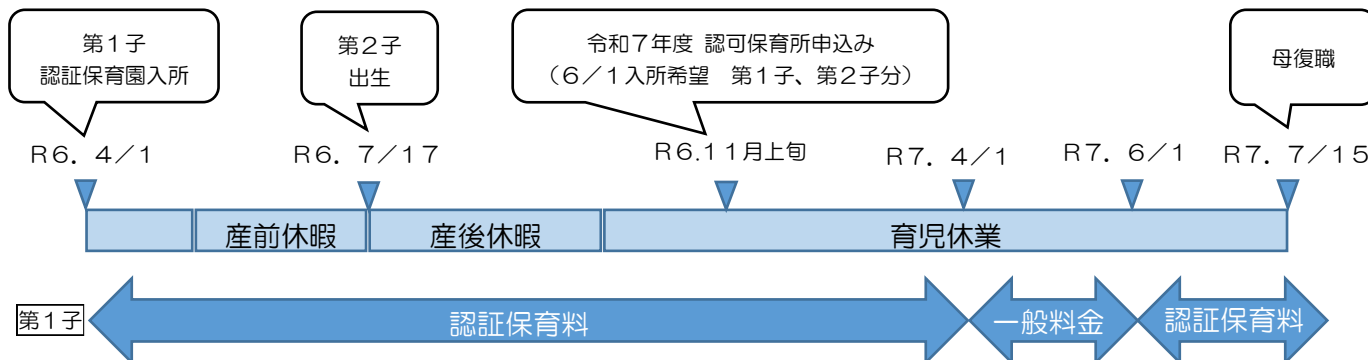
認可保育所に入所決定した後、入所を辞退して認証保育園の利用を継続する場合は、認証保育制度の適用はできません。施設が指定する一般料金での利用となります。4月1日以降に入所決定辞退後に改めて認可保育所等の入所申込みをしても、年度末までは認証保育制度の適用はできませんので、あらかじめご留意ください。（なお、施設が指定する一般料金については、直接施設にお問い合わせください。）

② 下のお子さんの妊娠・出産に伴う認証保育料金の適用期間にご注意ください。

保護者が下のお子さんの出産に伴う育児休業を取得する場合、下のお子さんの出産時点において、**上のお子さんが「就労」の認定を受けて認証保育園を利用中の場合には、下のお子さんの出産日の属する年度の年度末まで、認証保育料金の適用となります。**

翌年度4月1日以降は、保護者が復職するまでは施設の指定する一般料金での利用となりますので、ご注意ください。

〈例〉 第1子：令和6年4月1日 認証保育園を利用開始
第2子：令和6年7月17日 出生予定
母：令和6年6月6日～令和6年9月11日 産前産後休暇
令和6年9月12日～令和7年7月14日 育児休業（7月15日復職予定）
⇒ 令和7年3月31日まで認証保育料金適用
令和7年4月1日～令和7年5月31日（復職日の前々月末）まで一般料金での利用



③ その他の注意事項

【育児休業中に認証保育園を利用開始した場合】

認可保育所等と同様に、**復職期限までに復職する必要があります。**復職した後、2週間以内に復職日を記載した「就労証明書」をすくすく保育課までご提出ください。**入所日の翌月15日が復職期限となります。**

（※ただし3月入所の場合のみ、3月31日が復職期限となります。）

【求職活動を理由に認証保育園を利用開始した場合】

入所日の翌々月末日までに就労認定基準を満たす就労を開始していただく必要があります。就労を開始した後、期限までに「就労証明書」をすくすく保育課まで提出してください。期限までに基準を満たす就労開始を確認できない場合、以降は施設の指定する一般料金での利用となります。

【市外へ転出し、継続して施設を利用する場合】

認証保育制度は守谷市民が対象となるため、市外転出後は施設の指定する一般料金での利用になります。